

別紙 5

埼玉県要約筆記者養成・派遣コーディネーター設置事業要綱

(平成29年4月1日施行)

(目的)

第1条 この事業は、要約筆記の技術を習得し、聴覚及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）に関する知識を有し、聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者を、埼玉県要約筆記者養成・派遣コーディネーター（以下「要約筆記コーディネーター」という。）として設置することにより、聴覚障害者等の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、その福祉の増進に資することを目的とする。

(業務の内容)

第2条 要約筆記コーディネーターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 要約筆記者等の養成講習会及び研修等の実施
- (2) 市町村要約筆記者派遣事業等の相談・支援、連絡調整
- (3) 埼玉県要約筆記者派遣事業のコーディネート業務

(通訳者の責務)

第3条 要約筆記コーディネーターは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 業務を通じて知り得た個人の秘密を守ること。
- (2) 要約筆記技術及び聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

(実施方法)

第4条 本事業の実施は、民間団体（以下「団体」という。）に委託して実施するものとする。

(その他)

第5条 要約筆記コーディネーターには、年1回以上の研修を受けさせるものとする。また、この事業を行うに当たって、業務日誌等を整備させるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は別に定める。